

令和4年度
甘木・朝倉広域市町村圏
振興施策に関する提言書

令和3年11月

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合
(朝倉市・東峰村・筑前町)

福岡県知事

服 部 誠 太 郎 様

提 言

甘木・朝倉広域市町村圏の広域行政に対しましては、日頃から特段のご理解とご支援をいただき深く感謝申し上げます。

甘木・朝倉広域圏は、福岡県のほぼ中央部の筑後平野に属し、北には英彦山古処山地、南には九州一の大河・筑後川が流れ、肥沃な土壌と豊かな水に恵まれた農業が盛んな地域です。このような地理的特徴によって、長い歴史の中で多様な文化が育まれてきました。

圏域内には、江川・寺内・小石原川と三つのダムを有していますが、県南地域だけでなく福岡都市圏の水源地としても重要な役割を担っております。

本組合は、昭和47年に広域行政圏の認定を受けて以降、圏域内の地域振興のため、個性豊かな魅力ある地域づくりに取り組んで参りました。

こうした中、圏域内においては、平成29年以降毎年のように豪雨災害に見舞われ、甚大な被害が繰り返し発生しております。

現在、被災自治体においては、一日も早い復旧・復興に向け全力を挙げて取り組んでおりますが、過去に例を見ない激甚災害であるため、復旧・復興もいまだに道半ばであり、国・県からの長期に亘る一層のご支援が必要であります。また、今後の防災・減災の取組みについても更なるご支援が必要であります。

福岡県におかれましては、提言事項実現に向け令和4年度の福岡県施策に反映いただき、併せて国に働きかけていただきますよう特段のご支援をお願いいたします。

令和3年11月

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

理事長 林 裕 二

構成団体首長名

朝倉市長 林 裕 二
(理事長)

筑前町長 田 頭 喜久己
(副理事長)

東峰村長 真 田 秀 樹

甘木・朝倉広域市町村圏の概要

1. 広域行政機構名

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

2. 理事長

朝倉市長 林 裕 二

3. 構成団体

朝倉市、東峰村、筑前町（1市1町1村）

4. 圏域の概要

甘木・朝倉広域市町村圏は福岡県のほぼ中央部に位置し、筑後川に沿って広がる筑後平野は、肥沃な水田地帯となっています。また、山間地では標高千メートル近い山々が並び、貴重な動植物が生息しています。これらの地形から生まれた自然、歴史や文化等の地域資源を活かしながら、住民と行政の協働による圏域づくりを目指しています。

5. 人口及び面積（令和3年3月31日現在）

区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯 数	人口密度 (人/km ²)
朝 倉 市	246.71	51,891	21,607	210
東 峰 村	51.97	1,999	838	38
筑 前 町	67.10	29,983	11,692	447
合 計	365.78	83,873	34,137	229

(住民基本台帳より)

提 言 事 項 目 次

1. 平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨
災害の早期復旧・復興並びに防災・減災の取組みについて
 - (1) 災害復旧支援 . . . 1
 - (2) 財政支援 . . . 2
 - (3) 被災者支援 . . . 2
 - (4) 観光復興支援 . . . 3
 - (5) 治山の安全対策 . . . 3
 - (6) 河川の安全対策 . . . 3

2. JR日田彦山線沿線の地域振興の推進について . . . 3

3. 甘木鉄道の施設整備に対する財政支援について . . . 4

提 言 事 項

1. 平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害の早期復旧・復興並びに防災・減災の取組みについて

(1) 災害復旧支援

ア) 甚大な被害が発生した桂川、北川、白木谷川などの筑後川支川の復旧、整備を推進すること。

イ) 赤谷川水系については、国にて権限代行による治水対策及び直轄砂防事業による土砂災害対策が行われており、計画的な事業実施を国に働きかけること。

ウ) 寺内ダムでは、平成29年7月、平成30年7月、令和2年7月と連続で計画高水流量を超えた洪水が流入していることから豪雨への備えのため、佐田川、寺内ダムの治水対策の充実を図るよう、国に働きかけること。

エ) 土砂堆積に伴う筑後川本川と支川の氾濫防止のため、筑後川本川に堆積した土砂の継続的な撤去を行うよう、国に働きかけること。

オ) 平成29年7月九州北部豪雨で桂川等の流域の住宅や農地が浸水し、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨においても浸水被害が発生した。桂川下流周辺地域における内水による農地の湛水被害の解消に向けた農地湛水対策事業を早期に実現させること。

カ) 平成29年7月九州北部豪雨により被災した山間部では、流木や土砂の流出防止対策が進んでいるが、今後の集中豪雨等による再度の災害を防止するため、緊急かつ集中的な対策を実施すること。

キ) 農地・農業用施設災害復旧事業において国庫補助復旧事業でカバーできない限度額以上の復旧事業費について、財政措置（起債を含む）の検討を国に働きかけること。

ク) 復旧工事の実施にあたっては、計画変更及び残事業費調査に係る事務の軽減を図り、事業費の確保を行うよう、国に働きかけること。

(2) 財政支援

災害復旧・復興には多額の経費を要するため、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業の予算確保に特段の配慮を行うよう、国に働きかけること。

(3) 被災者支援

ア) 被災者生活再建支援制度において下記のことを国に働きかけること。

- ・令和2年に中規模半壊を追加し、対象とするなど見直しはあったものの、更に半壊世帯、準半壊世帯及び一部損壊世帯を対象とするとともに、支援金を増額すること。
- ・支援金の申請期限を住宅再建地の復旧状況に応じて延長すること。

- ・本再建に向けて仮住まいをされている被災者に対して、加算支援金とは別に仮住まいの期間に応じた賃借に係る加算金を創設すること。

イ) 仮設住宅の供与期間については、災害規模に応じて取り扱われるべきであり、特措法の規定によらず災害救助法を弾力的に運用することで、自治体による適切かつ継続的な支援ができるよう災害救助法の見直しを国に働きかけること。

(4) 観光復興支援

被災地の観光情報の発信やプロモーションなど、観光客誘致に向けた取組みを強化するとともに販売等に対する支援を引き続き行うこと。

(5) 治山の安全対策

甘木・朝倉・三井環境施設組合のごみ処理施設「サン・ポート」が設置されている山間部の土砂災害を未然に防ぐ措置を早急に行うこと。

(6) 河川の安全対策

河川水位の監視強化、浚渫工事、更には河川の氾濫あるいは、内水氾濫を未然に防止すべく、河川堤防の嵩上げや河川断面の再検討また、堤防補強などの決壊防止対策を早期に講じること。

2. JR日田彦山線沿線の地域振興の推進について

地域住民の貴重な交通手段であり、観光ルート上の重要な路線で

あるJR日田彦山線の復旧について、福岡県と関係自治体が連携し、復旧会議において合意したBRTによる早期復旧並びに沿線の地域振興の推進を行うこと。

3. 甘木鉄道の施設整備に対する財政支援について

甘木鉄道の施設整備等に対する財政支援制度の拡充を図ること。